

指定医療機関に対する指導及び検査実施要領

第1 指定医療機関に対する指導

1 指導の目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立の助長を目的とし、生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とし、検査は、診療内容及び診療報酬請求の適否を調査して診療方針を徹底させ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的とする。

2 指導の実施内容、方法及び対象

(1) 一般指導

ア 対象指定医療機関

(ア) 全ての指定医療機関

イ 指導の方法

(ア) 集団による講習、懇談による実施

(イ) 文書の配布等による実施

(2) 個別指導

ア 対象指定医療機関

対象指定医療機関の選定基準は従来の選定基準に加え、「指定医療機関に対する指導等について」（平成23年3月8日付社援保0308第1号）を考慮し、選定する。なお、厚生労働大臣と共同で行う指導（以下、「共同指導」という）を実施する場合、下記項目により選定された指定医療機関の中から、その内容を勘案し、共同指導を実施することが必要な指定医療機関を選定するものとする。

(ア) 疾病等による長期入院患者の多い指定医療機関

(イ) 個別指導を実施していないか、個別指導実施後一定期間（概ね2年以上）を経過している指定医療機関

(ウ) 社会保険診療報酬支払基金から提供される、被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる、指定医療機関の特徴（請求割合、1件あたりの平均請求点数等）を総合的に判断し、必要と認められる指定医療機関

(エ) 被保護者や医療機関関係者等からの情報等に基づき必要と思われる指定医療機関

(オ) 前年度までの個別指導の結果、継続して指導を要すると認められた指定医療機関

(カ) 関東信越厚生局千葉事務所、千葉県健康福祉部健康福祉指導課、千葉市保健所等が実施する指導等の結果、問題点を指摘された指定医療機関

(キ) その他、診療内容等において疑義等があり、必要と思われる指定医療機関

イ 指導の内容

個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況について、以下の事項を主眼事項とし、関係者からの状況聴取及び診療録その他の帳簿書類等の閲覧により行う。

(ア) 医療扶助に対する理解の状況

- a 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱の理解の状況
- b 診療報酬請求の適否の状況
- c 他法の活用状況（障害者自立支援法第58条、更生医療、育成医療、精神障害者保健福祉手帳の取得等）

(イ) 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況

- a 医師、看護師等医療従事者の確保の状況
- b 病棟設備及び病室の状況
- c 看護体制及び診療録の記録及び保存の状況
- d 病状に対する診療の状況
- e 医療要否意見書の記載の状況
- f 長期入院、長期外来患者に対する療養指導の状況
- g 入院患者日用品費の取扱状況（個人毎に口座を設けて管理し、その収支状況についても整理把握されているか。また、精神科病院に対しては本来病院において負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出していないか。）
- h 区社会援護課との協力関係の状況
- i その他当該入院患者の実際の生活実態の状況

3 指導の編成及び分担等

- (1) 指導班は、市本庁（保健福祉局保護課）職員及び必要に応じ、嘱託医をもって編成する。
- (2) 班長は、保護課長又はその指名する職員があたる。
- (3) 班長は、主として従事者の状況等運営管理面及び被保護者に対する効果的な援助の確保並びに区社会援護課との連携等について担当する。
嘱託医は、診療内容等技術的事項を担当する。
班員は、診療録と診療報酬明細書との照合のほか、班長が指示した事項について担当する。
また、班長の命ずるところにより、班長の担当する任務の一部を代行する。
- (4) 班長は、必要に応じ、関係保健福祉センター職員に対して、被保護者に対する効果的な援助の確保及び対象医療機関との連携等について、意見を求めるものとする。
- (5) 日程は、原則として半日とする。（但し、特に必要と認める場合には、1日又は2日以上以上の日程により行うことができる。）

4 実施方法

(1) 事前検討会及び個別指導実施計画の策定

- ア 個別指導の対象とする医療機関について、指導班内で年間計画策定調書（様式第1号）を用いて事前検討を行い、年間計画を策定し、保健福祉局次長に報告する。
- イ 年間計画策定にあたっては、事前に市保健所の担当者と連絡を図り、市保健所による立ち入り検査日程を踏まえ、策定する。

(2) 実施通知

- ア 対象医療機関及び関係機関（検査等を合同で実施する場合）に対し、実施について1か月前までに実施通知書（様式第2号）で通知する。
- イ 市内三師会のうち、対象医療機関の所属する医師会に対し、個別指導の実施について通知する。
- ウ 関係機関（区社会援護課）に対して、対象医療機関に委託している被保護者に係る診療報酬明細書、医療要否意見書等の関係書類並びに対象医療機関と意見調整を必要とする事項等についての文書の提出を求める。
- エ 個別指導の実施について、関係各機関（部署）との情報交換を行い、対象医療機関の状況把握を行う。

(3) 実施方法

- ア 指導班職員は、公正かつ懇切丁寧な態度を保持し指導にあたるものとする。
- イ 実施に当たっては、対象医療機関の管理者及び関係者に面接し、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について、診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、別に定める個別指導調書（様式第3号）を用いて指導する。
- ウ 援助困難なケース等、意見調整の必要なものについては、個別的に問題の解決を図るため、対象医療機関と十分協議し、関係機関（部署）との連携が図られるよう指導する。
- エ 対象医療機関における是正改善を要する事項については、現地において口頭で要請する。

5 実施後の措置

(1) 事後検討会

指導班は、個別指導の終了後2週間以内に事後検討会を行い、各事項の検討結果、講評等の再検証を通じて、対象医療機関に確認された問題点を分析し、具体的な是正改善方法等を事後検討会調書（様式第4号）を用いて検討し、対象医療機関に対して文書により指示すべき事項を整理する。

(2) 実施結果の報告

指導班は、個別指導の終了後1か月以内にその結果を保健福祉局次長に報告する。

(3) 指導結果の文書通知

前項の報告後、保健福祉局次長は、個別指導の終了後1か月以内に、指導班が事後検討会において整理した是正改善を要する事項について、対象医療機関に文書で通知し、概ね1か月の期限を付して書面により報告を求める。

(4) 措置

ア 指導の結果、改善を要する事項が認められた場合又は診療報酬の過誤払いが認められた場合は、後日文書によりその旨の通知を行うとともに必要に応じて千葉県社会保険診療報酬支払基金へ過誤調整の措置を行う。

イ 個別指導の結果、問題が認められた対象医療機関については、関係各機関へ連絡する。

ウ 特に必要があると認められたときは、被保護者についてその受診状況等を調査する。

(5) 再指導

個別指導に置いて、適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には、当該指定医療機関に再指導を行う。

なお、この場合、被保護者から受領状況等の聴取が必要と考えられるときには、区社会援護課の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果をもとに当該指定医療機関の再指導を行う。

(6) 要検査

個別指導の結果、下記2の2に定める検査対象の選定項目に該当すると判断した場合には、速やかに検査を行う。実施時期については、指導班による検討会及び関係機関との調整にて決定する。

なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行う。

第2 指定医療機関に対する検査

1 検査の目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的とする。

2 検査対象医療機関の選定

検査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、生活保護法（以下「法」という。）第84条の4第1項に該当すると認められる場合には、厚生労働大臣と共同で行うことを検討する。

- (1) 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- (4) 正当な理由が無く個別指導を拒否したとき。

3 検査方法

(1) 事前検討会の実施

ア 検査の対象とする医療機関について、指導班内で事前に協議を行い、対象医療機関の問題点等を整理する。

イ 市保健所と合同で実施する場合は、事前に担当者と日程調整を図る。

(2) 実施通知

ア 対象医療機関及び関係機関(検査等を合同で実施する場合)に対し、実施について1か月前までに文書で通知する。

イ 関係機関(区社会援護課)に対して、対象医療機関に委託している被保護者に係る診療報酬明細書、医療要否意見書等の関係書類並びに対象医療機関と意見調整を必要とする事項等についての文書の提出を求める。

ウ 検査の実施について、関係各機関(部署)との情報交換を行い、対象医療機関の状況把握を行う。

(3) 実施方法

被保護者に係る診療内容及び診療報酬請求の適否について、診療報酬明細書等と診療録及びその他の帳簿書類との照合並びに設備等の調査により実地検査を行うものとする。

なお、必要に応じ、当該指定医療機関に委託している被保護者についての調査を併せて行うものとする。

4 実施後の措置

(1) 事後検討会

指導班は、検査の終了後2週間以内に事後検討会を行い、各事項の検討結果等の再検証を通じて、対象医療機関に確認された問題点を分析し、具体的な是正改善方法を検討し、対象医療機関に対して文書により指示すべき事項を整理する。

(2) 実施結果の報告

指導班は、検査の終了後1か月以内にその結果を保健福祉局次長に報告する。

(3) 検査結果の文書通知

前項の報告後、保健福祉局次長は、個別指導の終了後1か月以内に、指導班が事後検討会において整理した是正改善を要する事項について、対象医療機関に文書で通知し、概ね1か月の期限を付して書面により報告を求める。

(4) 行政上の措置

ア 指定取消、効力停止(法第51条第2項による)

指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行う。ただし、指定の取消しの処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、医療扶助のための医療の確保を図るため特に必要と認められる場合は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止を行うことができるものとする。

(ア) 故意に不正又は不当な診療を行ったもの

(イ) 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

(ウ) 重大な過失により不正又は不当な診療をしばしば行ったもの

(エ) 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの

イ 戒告(医療扶助運営要領(以下、要領という)第6の3の(2)のイによる)

指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、戒告の措置を行う。

(ア) 重大な過失により不正又は不当な診療を行ったもの

(イ) 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

- (ウ) 軽微な過失により不正又は不当な診療をしばしば行ったもの
- (エ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの
- ウ 注意（要領第6の3の（2）のウによる）

指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、注意の措置を行う。

- (ア) 軽微な過失により不正又は不当な診療を行ったもの
- (イ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

(5) 聴聞等

検査の結果、当該指定医療機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

(6) 経済上の措置

ア 検査の結果、診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除させるよう措置する。ただし、当該医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還させるよう措置する。

イ 不正又は不当な診療及び診療報酬の請求があったが、未だその診療報酬の支払いが行われていないときは、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払うべき診療報酬額からこれを控除させるよう措置する。

ウ 指定の取消の処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置する。

(7) 厚生労働大臣への通知

指定医療機関について指定の取消の処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合において、健康保険法第80条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、法第83条の2に基づき厚生労働大臣に対し、その事実を通知すること。

5 医療保護施設等の取扱い

- (1) 指定医療機関に対する個別指導1から5及び指定医療機関に対する検査1から4までに定めるところは、医療保護施設、指定施術機関及び指定助産機関について準用するものとする。
- (2) 医療保護施設が指定医療機関に対する取消の事項に該当するときは、法第45条の規定に基づく改善命令を行う。

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月11日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年4月3日から施行する。
- 3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。